平成２８年（フ）第５３３号
埼玉県川口市川口２丁目17番48―111号　グリンビュー第３川口
債務者　加藤　雅也
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７１号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲5013番地359　石渡ハイツ201号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　ＳＳＳ越谷寮309、旧住所埼玉県上尾市大字大谷本郷225番地３
債務者　鈴木　真人
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
愛知県常滑市保示町４丁目22番地
債務者　盛田　佳那
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５５号
名古屋市中川区十一番町３丁目５番地の３　コーポラスイレブンＢ―211号
債務者　原田　則昌
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５７号
名古屋市守山区鳥神町200番地　森ビル102号
債務者　田代　彩花
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２号
愛知県岩倉市東新町釜之口４番地１　岩倉団地４棟501号
債務者　三上　千里
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１９号
愛知県岩倉市南新町五反田1009番地10
債務者　市川　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２４号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番２―234号
債務者　山中　重義
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３８７号
京都市伏見区醍醐折戸町23番地２　醍醐西市営住宅２棟402号
債務者　小泉智恵子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
京都府木津川市梅美台７丁目１番地１　ＥＳＴ30　Ｅ―105号、前住所京都府木津川市南加茂台７丁目５番地11
債務者　田上　　薫（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県西脇市野村町1795番地の314
債務者　藤原　昌江
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５６号
鳥取県東伯郡三朝町大字本泉190番地（旧住所　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬1236番地１）
債務者　山口美由紀
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５７号
鳥取県東伯郡三朝町大字本泉190番地（旧住所　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬1236番地１）
債務者　山口　あゆ
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５８号
鳥取県東伯郡三朝町大字本泉190番地（旧住所　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬1236番地１）
債務者　山口　雄平
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢472番地１町住１―12号（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字美好163番地３）
債務者　村上　　太
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部